

3 第14次労働災害防止計画の概要

厚生労働省が令和5年3月に公表した「第14次労働災害防止計画」の概要は、次のとおりである。

(1) 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全対策は、ウイズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据え、また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR（バーチャル・リアリティ）やAI等の活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに、「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

(2) 計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

本計画においては、次の事項をアウトプット指標として定める。事業者は、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。国は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。

- (ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進
(林業)
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- (オ) 労働者の健康確保対策の推進
- (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかどうかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムにつながっているかどうかを検証する。

- (ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進
(林業)
- ・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%

以上減少させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する。
- ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

○林業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が行うこと

- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について、関係事業者に対し一層積極的に周知し、これらのガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図るとともに、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。
- ・林野庁や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力して取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を進める。

徳島労働局が定めた「徳島第14次労働災害防止推進計画」の概要

徳島県内で働く労働者の安全と健康を確保するため、令和5年度から令和9年度までの5年間の期間とする「徳島第14次労働災害防止推進計画」を定める。

(1) 計画の目標

「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、「徳島第14次労働災害防止推進計画」においてもアウトプット指標とアウトカム指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

(ウ) 業種別の労働災害防止対策の推進

(林業)

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(令和2年1月31日付け基発0131第1号改正。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

(エ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

イ アウトカム指標

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

(ウ) 業種別の労働災害防止対策の推進

(林業)

- ・林業の死傷者数(新型コロナウイルス感染症り患者を除く。)を令和9年までに令和4年と比較して5%以上以上減少させる。

(エ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、令和4年の9人と比較して、令和9年においては、3人以上減少(6人以下)する。
- ・増加傾向にある死傷災害(新型コロナウイルス感染症り患者を除く。)については、令和4年と比較して令和9年までに減少に転ずる。

(2) 業種別の労働災害防止対策の推進

林業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が行うこと

- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（令和2年1月31日付け基発第0131号第4号改正。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等に基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて当局が取り組むこと

- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」及び「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施等、関係機関が協力した取組を進める。